

#### 4 子どもの権利を担当する部門や仕組み

子どもたちの将来を見据えている担当者や仕組みを明らかにすること

#### 5 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律などが実施前から実施後に子どもへどのような影響があったか振り返ること

#### 6 子どもに関する予算

子どものためにマチのお金が正しく使われること

#### 7 子どもに関する報告書の作成

子どもの権利に関する実情をデータなどで把握すること

#### 8 子どもの権利の広報

マチの大人や子どもに、子どもの権利について知ってもらうこと

#### 9 子どものための独自の活動

子どもの権利を守る団体などを支援すること

#### 10 遊びを通じた復興と新しい学校の建設【安平町オリジナル項目】

最終項目は、各実践自治体がそれぞれつくります。安平町では、地震直後に少なくなった子どもたちの遊ぶ機会をつくり、地震で失った学校をつくり直すことを定めています。

### まとめ ～『子どもにやさしい』とは…

『子どもにやさしい』とは、このマチの一員として当たり前に必要なことができる状態と言えます。

- ・子どもたちが望むマチのあり方に関して意見を言うことができる。
- ・家族を含む社会と十分に関わることができる。
- ・質の高い教育を受けることができる。
- ・健診など健康を守るための基本的なサービスを受けることができる。
- ・暴力から守られる。
- ・マチを安全に歩くことができる。
- ・友だちと会い、遊ぶことができる。
- ・清潔な環境で、安心して暮らすことができる。

日本ユニセフ協会および安平町では、公式ホームページにてCFCIに関する情報を発信しています。ぜひご覧ください。

※インターネット環境がない方はご連絡ください。紙に印刷してお渡しします。

#### 日本ユニセフ協会HP

URL

<https://www.unicef.or.jp/cfc/>



#### 安平町CFCIページ

URL

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate>



### 問合せ

教育委員会事務局学校教育グループ [gk-kyouiku@town.abira.lg.jp](mailto:gk-kyouiku@town.abira.lg.jp)

☎ ㊟ 7036